

第1章第2節 アメリカ合衆国（United States of America） 社会保障施策

正誤表
P4 表1-2-15
誤) 老齢・遺族年金は2兆8,177億ドル、障害年金は966億ドル
正) 老齢・遺族年金は2兆7,526億ドル、障害年金は994億ドル
掲載日：2023(令和5)年12月28日

バイデン政権（社会保障関係）の2022年は、新型コロナウイルスの有事対策から平時対策への移行期であった。2023年1月には、5月に緊急事態宣言を解除する旨の発表がなされ、円滑な平時移行が目指されている。

また、2022年8月には、インフレ抑制削減法が成立し、これまでにない薬価削減策が導入された。メディケア・パートB及びDにおいて支出の大きい一部の医薬品について保健福祉長官が価格交渉を行うことや、インフレ率を超える価格引き上げにリベートを求めることが、メディケア・パートDの患者自己負担の年間上限を2,000ドルにすることなどが順次施行されることとなっている。

1 概要

政府は原則として個人の生活に干渉しないという自己責任の精神と、連邦制で州の権限が強いことが、社会保障制度のあり方にも大きな影響を及ぼしている。

代表的な社会保障制度としては、大部分の有業者に適用される老齢・遺族・障害保険（OASDI：Old-Age, Survivors, and Disability Insurance）のほか、高齢者等の医療を保障するメディケア（Medicare：Medical + Care）や低所得者に医療扶助を行うメディケイド（Medicaid：Medical + Aid）といった公的医療保障制度、補足的所得保障（Supplemental Security Income：SSI）や貧困家庭一時扶助（TANF：Temporary Assistance for Needy Families）といった公的扶助制度がある。

医療保障、高齢者の所得保障の分野において顕著であるが、民間部門の果たす役割が大きいことが特徴であり、また、州政府が政策運営の中心的役割を果たすものが多い。さらに福祉の分野においては、1996年8月に成立した個人責任及び就労機会調整法（The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996）による一連の福祉改革により、「福祉から就労へ（Welfare to Work）」が連邦政府の福祉政策の基本方針となっている。

（1）所管省庁等

社会保障年金（Social Security）は社会保障庁（Social Security Administration、Independent Agencyと呼ばれる省に属さない行政組織）が所管している。医療・介護等は連邦保健福祉省（Department of Health & Human Services）が所管している。このほか、他省庁が所管している制度が一部存在している（例えば補足的栄養支援（SNAP、4（3）参照）は農務省（USDA））。

2 社会保険制度等

（1）概要

年金分野においては広く国民一般をカバーする社会保障年金制度が存在するが、医療分

野においてこうした制度は存在せず、公的な医療保障の対象は高齢者、障害者、低所得者等に限定されている。

（2）年金制度

イ 老齢・遺族・障害保険（社会保障年金（Social Security））

一般に社会保障年金（Social Security）と呼ばれ、連邦政府の社会保障庁（Social Security Administration）が運営している¹。この制度は、被用者や自営業者の大部分を対象とし、社会保障税（Social Security Tax）²に関して 40 四半期（10 年相当）以上の保険料記録を有した者に対し、（受給の要件を満たした時から）年金を支給する社会保険制度である。財政面については、現役世代が納付する社会保障税によって高齢者に対する年金給付を行うとともに、高齢化による将来の支出増加に備え、毎年の社会保障税などの歳入が歳出額を上回る分を社会保障年金信託基金（OASDI Trust Fund）に積み立てている。社会保障税は、160,200 ドル（2023 年）の年間所得を課税対象の上限額とし、12.4%（被用者の場合は労使折半となる）の税率となっている。2021 年においては、1 億 7,930 万人の被用者や自営業者が OASDI に加入している³。平均給付月額は、OASI（老齢・遺族年金）は老齢年金が約 1,658 ドル、遺族年金が約 1,555 ドル、DI（障害年金）は約 1,358 ドルとなっている（2021 年 12 月時点⁴）。また、老齢年金の支給開始年齢は原則 65 歳であったが、2003 年から 2027 年までの間に段階的に 67 歳に引き上げられることとなっている。1943 年～1954 年生まれの者は 66 歳、1955 年生まれの者は 66 歳 2 か月、以降生年が 1 年遅くなるごとに 2 か月引き上げられ、1960 年以降生まれの者は 67 歳となる。

¹ 一部の州・地方公務員及び鉄道職員などは適用除外。

² 日本の社会保険料に相当。老齢・遺族・障害保険（OASDI）は、現役世代が支払う社会保障税が、その時点の高齢者に年金として支払われる賦課方式で運営されている。

³ Social Security Administration(2021) "Annual Statistical Supplement to the Social Security Bulletin, 2021"

⁴ Social Security Administration(2021) "Fast Facts & Figures About Social Security, 2021"

表 1-2-15 公的年金制度

名称	老齢・遺族・障害保険(OASDI: Old-Age, Survivors and Disability Insurance)	
根拠法	社会保障法(Social Security Act)第 2 編	
<u>老齢・遺族・障害保険(OASDI)の給付水準</u>		
制度体系		
運営主体	社会保障庁(Social Security Administration)	
被保険者資格	被用者及び年間所得 400 ドル以上の自営業者。一部の州・地方公務員及び鉄道職員は適用対象外。ただし、年金額算定の根拠となる保険料記録(四半期単位)は、1 四半期当たり 1,640 ドル(2023 年)の賃金及び所得について行われる。	
年金受給要件	支給開始年齢	66 歳 2 か月 (1955 年以前生まれの者)。2027 年までに段階的に 67 歳に引き上げられることとされており、生年が 1 年遅くなるごとに 2 か月支給開始年齢が引き上げられる。1960 年以降生まれの者は 67 歳。
	最低加入期間	40 四半期 (10 年)。1 四半期当たり 1,640 ドルの賃金及び所得で 1 四半期が付与され、年 6,560 ドルの賃金及び所得で 4 四半期が付与される(2023 年)。
	その他	—
給付水準	<p>賃金を平均賃金の伸びに応じて修正したスライド済平均賃金月額(Average Indexed Monthly Earnings: AIME)に基づいて決まる。</p> <p>年金額算定式 基本年金月額 = $0.9A + 0.32B + 0.15C$</p> <p>A: スライド済平均賃金月額(AIME)の 1,115 ドルまでの部分</p> <p>B: スライド済平均賃金月額(AIME)の 1,115 ドル超 6,721 ドルまでの部分</p> <p>C: スライド済平均賃金月額(AIME)の 6,721 ドル超の部分(2023 年)</p> <p>なお、上記しきい値は受給者が 62 歳に到達した年を基準に（実際に受給開始した年に関わらず）決められる。</p> <p>被扶養配偶者(62 歳以上)等には基本年金額の 50% の額が支給される。</p>	
繰上(早期)支給制度	62 歳以降であれば繰上げ受給が可能。支給開始年齢からの繰上げが 36 か月以内であれば、繰上げ受給 1 か月につき約 0.56% 減額される(36 か月を越えた部分については、約 0.42% 減額される)。	
年金受給中の就労	繰上げ受給中は、年間 19,560 ドル(2022 年)を超える就労所得がある場合、就労所得 2 ドルにつき年金が 1 ドル減額される。支給開始年齢に達した年であって、年間 51,960 ドル(2022 年)を超える就労所得がある場合、就労所得 3 ドルにつき年金が 1 ドル減額される。ただし、支給開始年齢に達する月の前の勤労所得を対象とし、支給開始年齢に達した月以降は勤労所得による年金の減額はされない。	

財源	保険料	社会保障税として徴収。年 160,200 ドル（2023 年）までの所得に対し、被用者 12.4%（事業主・労働者とも 6.2%）、自営業者 12.4%（2023 年）。
	国庫負担	なし。ただし、2011、2012 年は社会保障税の減税措置による収入源の補填として国庫負担が行われていた。
その他の給付（障害、遺族等）	障害年金	障害の状態にあり、障害を負った時点以前の一定期間内に一定以上の保険料納付実績が存在すること等の要件を満たした者に支給される。
	遺族年金	年金受給者が死亡した場合、または一定以上の保険料納付実績がある者が死亡した場合で、60 歳以上の配偶者、16 歳未満又は障害のある子を扶養している配偶者等に支給される。
実績	受給者数	老齢年金 50,146,111 人 遺族年金 5,864,047 人 障害年金 9,218,080 人 (2021 年 12 月末)
	支給総額	老齢・遺族年金 9,931.67 億ドル 障害年金 1,399.96 億ドル (2021 年 12 月末)
	基金運用状況	基金は老齢・遺族年金(OASI)の基金と障害年金(DI)の基金に分けて管理されており、特別の法的措置をしない限り、相互の繰入れはできない。年金給付や行政経費に充てる必要のない資金は特別国債（市場で取引されている国債と異なり、いつでも額面で現金化することが可能）に投資されている。 基金残高は老齢・遺族年金は 2 兆 7,526 億ドル、障害年金は 994 億ドル（2021 年末現在）。2022 年の財政検証によれば、特段の改革を行わない限り、老齢・遺族年金の基金は 2034 年に、障害年金の基金は 2096 年に、老齢・遺族・障害年金全体でみると 2035 年に枯渇すると推計されている。（2022 年社会保障年金信託基金報告書）

社会保障年金制度をめぐっては、クリントン及びブッシュ両政権下で、2010 年以降のベビーブーマー世代の大規模な引退を控え、制度の持続可能性を維持するためにその全部又は一部を民営化するという議論が活発に行われた。両政権下においては、それぞれ改革案の検討のための委員会が組織され、様々な提案が行われたが、いずれの提案も全体としての合意を得るには至らなかった。

2009 年 1 月に就任したオバマ大統領は、2 月の上下両院合同本会議演説の中で、長期にわたる財政健全化のためにはメディケア・社会保障年金に係る支出の増加に対応する必要があるとし、2010 年 2 月には超党派による財政上の責任・改革に関する国家委員会を創設し、同年 12 月に同委員会は社会保障年金の支給開始年齢の引上げ等を盛り込んだ報告書案を発表したが、同委員会においては、この案を議会での議論に供するために必要な票は確保されなかった。

このような情勢下で、社会保障年金の財政は厳しい状況に直面している。2010 年以降支出総額が保険料収入等を上回っており、運用収益によって収支のバランスを確保する状況が続いている。2022 年の社会保障年金信託基金報告書⁵における将来推計では、2021 年以降、運用収益を加味しても支出総額が収入総額を上回る状態となり、2035 年には社会保障年金信託基金が枯渇し、現行の給付水準を確保できなくなるとされている。

⁵ "THE 2022 ANNUAL REPORT OF THE BOARD OF TRUSTEES OF THE FEDERAL OLD-AGE AND SURVIVORS INSURANCE AND FEDERAL DISABILITY INSURANCE TRUST FUNDS"

□ 企業年金制度

公的年金たる社会保障年金に上乗せされるものとして、企業年金が多様な発展を見せている。

企業年金には、大別すると「確定給付型企業年金プラン（Defined Benefit Plan:以下「DB プラン」という。）」及び「確定拠出型企業年金プラン（Defined Contribution Plan : 以下「DC プラン」という。）」という 2 つの形態がある。

DB プランは、比較的古くからある企業年金の形態であり、その特徴としては、①加入者に対し、勤務年数、給与等を考慮した一定の給付算定式によって算定される給付を予め約束していること、②拠出金の拠出は事業主のみであり、加入者からの拠出は必要としないこと、等があげられる。

一方、DC プランは、1980 年代以降、401 (k) プランの登場によって急速に普及した企業年金の形態である。その特徴としては、①給付額は、受給時までに制度に拠出された拠出金の合計額と、加入者（被用者）が選択した方法による運用の実績によって、事後に決定されること、②拠出金の拠出は、加入者が行うものを基本としつつ、事業主からの一定の追加拠出を認めていること、等があげられる。

こうした企業年金プランの創設は事業主の任意であり、法的に強制されているわけではないが、現実的には、大企業を中心に多くの企業は、何らかの企業年金を有している。

企業年金制度のうち、加入者に対して算定式に基づく一定の給付額を予め約束している DB プランについては、2000 年以降の株式市場の低迷と、低金利の影響から、多くのプランにおいて、年金資産の総額が給付債務の総額を下回るという「積立不足」の状況が見られ、プランの廃止が相次いだ。こうした状況を踏まえ、制度建て直しのための検討が続けられてきたが、2006 年 9 月、退職後所得保障に関する包括的な改革案が、2006 年年金保護法(Pension Protection Act of 2006)として成立した。

同法では、DB プランについて、積立ルールの厳格化により各プランの財政健全化を図るとともに、企業がプランを提供する意欲を失わないよう、キャッシュバランス・プラン⁶の法的正当性を明確化する等の措置を講じている。また、DC プランについては、従業員が反対の意思を表明しない限り原則としてプランに加入することとなる自動加入制度や、年金プランの管理を受託している金融機関によるプラン加入者に対する投資教育を認めることなどにより、制度の一層の活用を図ることとしている。

企業年金が保有する資産の額は膨大なものとなっており、2008 年後半の景気後退を受け、2009 年第 1 四半期には、DB プランについては約 1 兆 8,400 億ドルに、DC プランについては約 3 兆 4,390 億ドルにまで減少したが、その後は趨勢的に持ち直している。新

⁶ キャッシュバランス・プランとは、一定の算定式により年金給付額が計算されるため法律上の位置付けは DB プランであるが、従業員個人ごとに仮想の勘定を設け、勤務年数の経過とともに当該勘定に一定の額（拠出及び利息）を定期的に賦与し、仮想口座の残高に応じて年金給付の額が計算されるもの。DC プランと同様、掛金拠出額が安定的なため、企業は将来の負担の急増を回避することができる。

型コロナウイルス感染症の影響等により、2020年第1四半期は落ち込んだものの、その後回復を続け2022年第2四半期では、3兆2,360億ドル(DBプラン)、9兆2,530億ドル(DCプラン)となっている。

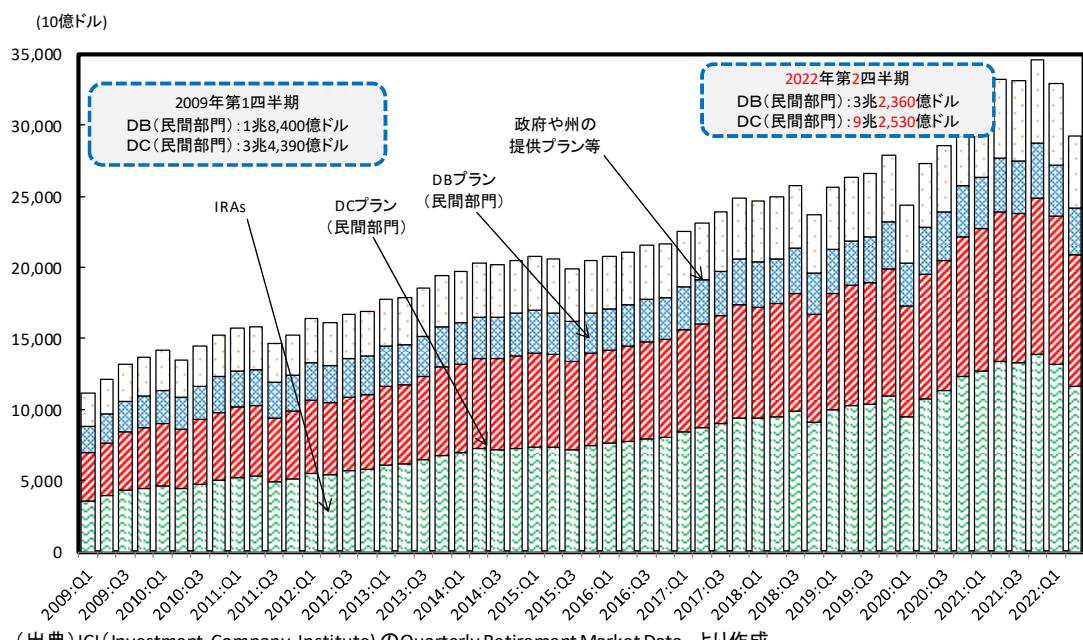
表 1-2-16 企業提供の年金・医療保険制度にアクセス可能な労働者の割合(2022年3月)
(%)

	企業年金制度			医療保険制度
	企業年金制度のある事業所	うちDBプラン制度	うちDCプラン制度	
規模計	69	15	66	71
99人以下	56	6	54	58
100人以上	86	27	80	87

(出典) 連邦労働省 "National Compensation Survey: Employee Benefits in the United States, March 2022"

"Private industry establishments offering employer-sponsored benefits"

図 1-2-17 米国の退職資産の概要



(出典) ICI(Investment Company Institute) のQuarterly Retirement Market Data より作成。

(3) 医療保険制度等

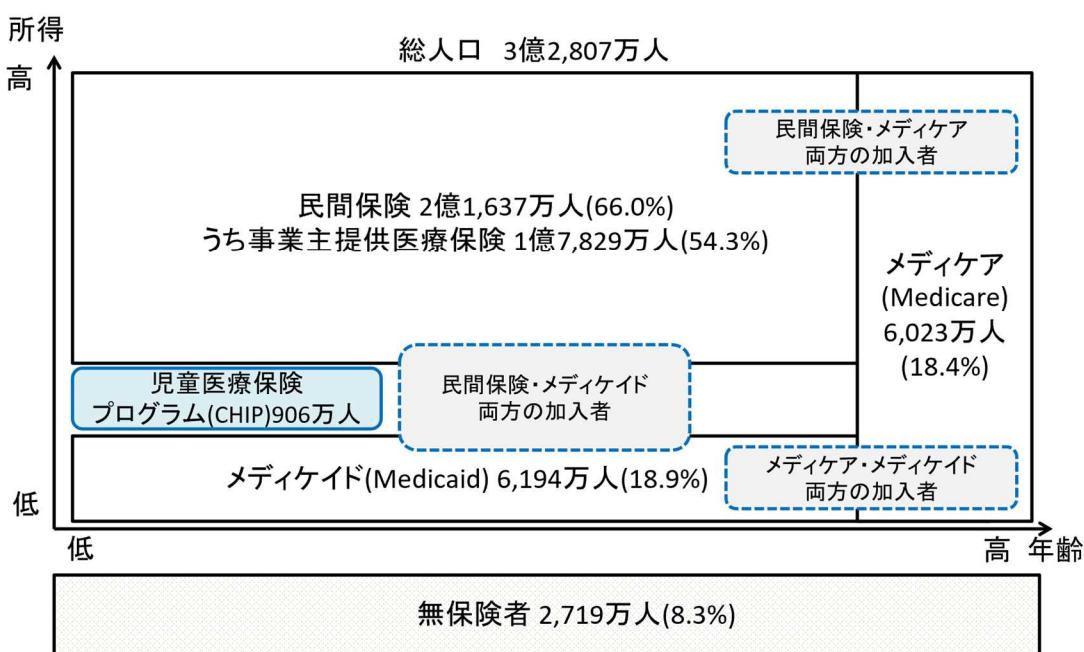
イ 制度の類型

公的医療保険制度としては、高齢者及び障害者に対するメディケア及び一定の条件を満たす低所得者に対する公的扶助であるメディケイドがある。現役世代の医療保障は民間医療保険を中心に行われており、企業の福利厚生の一環として事業主の負担を得て団体加入する場合が多く、民間医療保険の加入は66.0%(2021年)と大きな役割を担っている。

る。

国民医療費は、2021年は前年比2.7%の伸びとなっている。2019年から2028年の間に年平均5.4%で伸びていくと予測されており、2028年にはGDP比で19.7%（2019年はGDP比で17.7%）を占めるものと見込まれている。医療費を支出主体別に見ると、民間医療保険が28%と最大の割合を占め、次に、メディケアが21%、メディケイド（CHIP：児童医療保険プログラム（後述）含む）が17%、自己負担が10%となっている（2021年）。

図 1-2-18 医療制度の加入状況の概要（2021年）



（出典）

- 1)米国センサス局" Health Insurance data in the United States: 2021"より作成
<https://www.census.gov/content/dam/Census/library/publications/2022/demo/p60-278.pdf>
- 2)CHIP加入者についてはmedicaidによる統計からFY2020のデータを使用
<https://www.medicaid.gov/chip/reports-evaluations/index.html>

□ 医療制度

1997年の均衡予算法においては、州政府主導の下で現行のメディケイド・プログラムの拡大などにより無保険者状態にある児童数を減少させる「児童医療保険プログラム（CHIP：Children's Health Insurance Program）」が創設され、2020年度⁷においては、約906万人の児童がこの制度の対象となっている。

ハ オバマ政権以降の医療制度改革の動向

先進国で唯一構造的に無保険者を抱えている国であり、無保険者となって事故や病気により破産の危機に瀕するということが、福祉を必要とする層だけでなく、中流階級の国

⁷ 連邦政府の年度は前年10月～当年9月末までをいう。

民すべてに起こり得る問題となっている。また、医療保険に加入している国民も、解雇や転職等により保障を失い、病気になったときに必要な保障が支払われなくなる可能性がある脆弱なシステムに依存している。一方で、1人当たり医療費は他の先進国の約2.5倍となっており、保険料が高騰して特に中小企業は医療保険の提供をあきらめ、企業の競争力が削がれています。無保険者の治療費用は隠れたコストとして保険加入者の保険料に転嫁される悪循環となっている。また、メディケア、メディケイド等は財政的に持続不可能であり、医療制度の問題は財政赤字の問題に直結している。

このため、民主党のオバマ大統領（2009年1月～2017年1月）は、就任後、内政上の重要課題の一つとして選挙公約に掲げていた医療制度改革の実現に向けて、民主党内外を含む関係者との調整を進めた。

当時野党であった共和党からの強力な反対があったものの、最終的には民主党のみの賛成により、2011年3月、いわゆる「オバマケア」の根拠法となる医療制度改革法（ACA；Affordable Care Act）が成立した。主な内容は以下のとおりとなっている。

- ・低所得者に対するメディケイド^{8,9}、児童医療保険プログラム（CHIP）の拡充
 - ・個人向け民間医療保険に対する規制強化¹⁰
 - ・州ごとに医療保険エクスチェンジを創設し、個人に対し医療保険加入を義務付け¹¹
 - ・事業主に対し、医療保険を提供するか、罰金を支払うか（Play or Pay）を義務付け
- 法案成立後、2014年からの本格施行に向けて準備が進められたが、共和党優位の州等から法の違憲性をめぐり連邦政府を訴える裁判が提訴（2012年6月の連邦最高裁判決により一部¹²を除き合憲が確定）された。また、2013年9月には2014年の予算案をめぐって、共和党が多数を占める下院と民主党が多数を占める上院が対立して予算が決議されず、政府機関の一部閉鎖が起こるなど、施行までの道のりは平坦ではなかった。

2014年から同制度が本格施行されると、オバマ大統領就任前の2010年に15.5%であった無保険者の割合は、2016年には8.7%となるなど、無保険者を減少させる観点からは一定の成果をあげた。一方、保険加入を強制されることへの反発や、雇用者負担増によ

⁸ 医療制度改革法においては当初、メディケイドの拡大要件を州が満たさない場合、メディケイドに係る全ての補助金が停止されるとされていたが、2012年6月の連邦最高裁判決により、この措置は違憲とされた。

⁹ 世帯所得が連邦貧困ガイドラインの133%未満の成人を加入対象とする。2023年においては4人世帯の場合、年間39,900ドル（アラスカ、ハワイを除く48州及びワシントンD.C.における水準）未満となっている。

¹⁰ 主な内容としては、加入申し込みに対する受け入れ保証、疾病履歴等による加入資格・給付制限の禁止、保険適用の待定期間の設定を制限、扶養家族の範囲の拡大、生涯給付限度額・年間給付限度額の禁止、自己負担の上限額の設定などがある。

¹¹ 個人が加入する医療保険は一定の条件を満たすことを要求され、例えば眼科・歯科のみの給付や労災保険、特定の疾病・状態に対する保険、医療費の割引のみを提供するプランは一定の条件を満たさないとされる。州ごとに州又は連邦政府が運営する医療保険あっせんサイトである医療保険エクスチェンジが開設され、給付範囲や内容などが比較しやすくされている。医療保険エクスチェンジから保険プランを購入した場合、所得が連邦貧困ガイドラインの400%より低ければ保険料補助の対象となるなど一定の保険料の補助が受けられている。

¹² 脚注9参照。

る雇用への悪影響、既存の保険組合への悪影響、増税による負担増等への懸念から、オバマケアに反対する声も根強く、オバマ大統領の任期が終了する 2016 年の大統領選挙においても、医療制度改革法（ACA）の廃止あるいは見直しの是非が大きな争点となった。

同制度の廃止を公約に掲げて当選した共和党のトランプ大統領（2017 年 1 月～2021 年 1 月）は、着任後すぐにオバマケア見直しを指示する大統領令を発令したもの、議会に提出された医療制度改革法（ACA）の代替案には共和党側からも反対が出るなどして、法改正による同制度の全面的な廃止の試みは失敗した。一方、2017 年 12 月に成立した税制改革法の附則において、医療制度改革法（ACA）の一部である、個人の医療保険加入しない場合に課せられる連邦税の罰則が廃止された。また、補助金の縮小、加入を促す広告費の削減、加入期間の縮小など、法律上の手当を要しない様々な施策により、医療制度改革法（ACA）の効力を事実上弱体化させる措置が講じられた。同法が本格施行される直前の 2013 年第 4 四半期に 16.2% であった無保険者の割合は、トランプ政権に代わる直前の 2016 年第 4 四半期には 10.8%、トランプ政権以降最新の 2018 年第 4 四半期には 11.9% となった。

医療制度改革法（ACA）の強化を公約に掲げて当選した民主党のバイデン大統領（2021 年 1 月～）は、就任直後、医療保険制度の拡充に関する大統領令に署名した。大統領令では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う失業により無保険者が増加していることを踏まえて、保健福祉省に対して、医療制度改革法（ACA）で設立された公的医療保険仲介サービス（マーケットプレイス）に特別加入期間（2021 年 2 月 15 日から開始、8 月 15 日まで延長）を設けるよう指示し、国民に医療保険加入を促した。また、3 月に成立した米国救済計画法により医療保険への補助金が増額されたことにより、既存契約者の月額保険料が平均 40% 低下した。

表 1-2-19 医療制度

名称	メディケア(Medicare)	メディケイド(Medicaid)
根拠法	社会保障法(Social Security Act)第 18 編	社会保障法(Social Security Act)第 19 編
運営主体	保健・福祉省メディケア・メディケイド・サービスセンター(CMS)（パート A 及び B） 民間保険者（パート C 及び D）	保健・福祉省メディケア・メディケイド・サービスセンター(CMS)が監督し、各州が運営。
被保険者資格	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務期間中に社会保障税の拠出を 40 四半期以上行ってきた 65 歳以上の者 ・2 年以上障害年金の受給資格がある者 ・慢性腎不全患者 等 	<p>州により異なるが、連邦政府からの補助金を受けるためには、以下の者等を加入対象者とする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものいる低所得者の家庭 ・世帯所得が連邦貧困ガイドラインの 133%未満の世帯に属する 6 歳未満の子ども、及び連邦貧困ガイドラインの 100%未満の世帯に属する 6 歳以上 19 歳未満の子ども。 ・世帯所得が連邦貧困ガイドラインの 133%未満の世帯に属する妊婦。 ・メディケイドの加入要件を満たした女性から生まれた出生 1 年以内の乳児。 ・補足的所得保障(SSI)の受給者 <p>さらに、2014 年に開始されたメディケイド拡大</p>

		<p>により 39 州及びワシントン D.C では以下の者も対象となっている(2022 年 11 月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯所得が連邦貧困ガイドラインの 133%未満の成人 ・6 歳以上 19 歳未満の子どもで、世帯所得が連邦貧困ガイドラインの 100%以上 133%未満の者
給付対象	本人	要件を満たす低所得世帯
給付の種類	<p><メディケア・パート A (病院保険 (HI : Hospital Insurance)) > 強制加入。入院サービス、高度看護施設ケア等を保障。</p> <p><メディケア・パート B (医療保険 (MI : Medical Insurance)) > 任意加入。外来等における医師サービス等を保障。</p> <p><メディケア・パート C (メディケア・アドバンテージ (Medicare Advantage)) > 任意加入。パート A 及び B の双方に加入している者に対し政府に代わって民間の保険者がパート A 及び B の給付と同等以上の給付を請け負う制度。</p> <p><メディケア・パート D (メディケア・処方せん薬プラン (Medicare Prescription Drug Plans)) > 任意加入。外来患者に係る処方せん薬代を保障。</p>	通常の医療サービス（入院サービス、医師サービス等）をカバーする以外に、メディケアがカバーしない長期ケア（介護）もカバーする。
本人負担割合等	<p>入院 (パート A) : 入院 1 回につき 1600 ドルの免責額を負担。これに加え、入院後 1 ~ 60 日までは自己負担なし、61 ~ 90 日までは 1 日当たり 400 ドルの自己負担、91 日以降は、1 日当たり 800 ドルの自己負担 (ただし、91 日以降自己負担の支払のみで済むのは生涯 60 日であり、それを超えた場合は、全額自己負担となる)。（2023 年）</p> <p>外来等 (パート B) : 年間 226 ドル (2023 年) の免責額を負担。免責額を超えた分について、20% の自己負担 (医師サービスの場合)。</p> <p>パート C : プランにより異なる。</p> <p>パート D : プランにより異なるが、連邦政府の定める給付最低基準は、 薬剤費が年間 505 ドル未満の部分 : 免責額として全額負担 薬剤費が年間 505 ~ 4,660 ドルの部分 : 25% 自己負担 薬剤費が年間 4,660 ドル以上の部分 : 25% の自己負担 (ブランド薬については製薬会社の割引 70% • プランの負担 5%、ジェネリック薬についてはプランの負担 75%)。 薬剤費が年間 7440 ドル以上の部分 : 5% の定率負担又は 1 処方当たり後発品で 4.15 ドル、それ以外で 10.35 ドルの定額負担 (どちらか高い方を負担) (catastrophic coverage)。（2023 年）</p>	
財源	保険料	<p>パート A : 現役世代の社会保障税 (2.9%、労使折半。自営業者は全額負担)</p> <p>パート B : 加入者の標準保険料は、年収に応じて月 164.90 ドル ~ 560.50 ドル。(2023 年)</p> <p>パート C : 加入者の保険料はプランにより異なる。</p>

		パート D：加入者の保険料はプランにより異なる。	
	政府負担	任意加入保険の収支差を国が負担。	州による保障に要した費用の一部を連邦が義務的に負担。連邦による負担率（Federal Medical Assistance Percentage:FMAP）は、州の1人当たりの平均所得と全国平均との比較に応じて設定されるが、法律によって下限(50%)と上限(83%)が定められている。ただし、2014年に開始されたメディケイドの対象拡大に伴うコストについては、連邦政府が最初の3年間において100%を負担し、以降徐々に負担率を減少させつつ、2020年において90%を負担する。
実績	加入者数	6,450万人（2022年） (パートD: 5,000万人)	8,390万人（2022年）
	支払総額	8,393億ドル（2021年） (パートA: 3,289億ドル、パートB: 4,055億ドル、パートD: 1,049億ドル) ※パートCの基本費用は、パートAとパートBの信託基金から支払われている。	7,340億ドル（2021年） (連邦政府: 5,130億ドル、州: 2,210億ドル)
	基金運用状況	支払総額は、2021年時点ではGDP比3.9%だが、2046年には6.2%、2096年には8.6%に増加すると見込まれている。パートAの勘定は2028年には基金が枯渇すると推計されている。一方、パートBとパートDの勘定は、支出に合わせて保険料水準等を設定するため、資金繰りに問題はないが、支払総額は今後も増加していくと見込まれている。（2022年メディケア信託基金報告書）	

3 公衆衛生施策

（1）保健医療施策¹³

政府は1980年以来、10年ごとに健康増進計画である“Healthy People”を策定し、国民の健康と福祉に関する目標値を示してきた。“Healthy People”は、健康と福祉の増進に取り組む個人、組織、地方政府、コミュニティなど様々な主体に対して、科学的根拠に基づき、国内の優先課題、各課題におけるベンチマーク、解決ツール等などを分かりやすく示すことを通じて、すべての人が生涯にわたって健康と幸福の可能性を最大限に発揮できる社会を実現することを目指している。2020年には、これまでの40年間の成果を踏まえ、5期目の“Healthy People 2030”が策定された。“Healthy People 2020”と比較とした“Healthy People 2030”的最大の変化は、重複する事項の削除や政策課題の優先順位付けにより、1000を超えていた目標数を355まで減らし、誰にでも分かりやすくしたことである。また、“Healthy People 2030”では、個人および組織における「健康について考える力（Health literacy）の向上」という考え方方が初めて導入された。各目標は、“健康状態（Health Condition）”で20分野、“健康な行動（Health Behaviors）”で14分野、“特定の集団（Population）”で10分野、“環境とシステム”で13分野、“健康の社会決定要因”で5分野、計5領域62分野にわたりて設定されており、81のデータソースによって隔年で検証されることとされている。

“Healthy People”で設定されている目標のうち、直接的に法律根拠を持つ目標のほとんど

¹³ <https://health.gov/our-work/healthy-people-2030>
<https://health.gov/our-work/healthy-people-2030/about-healthy-people-2030>

は、喫煙防止・たばこ管理施策に関するものである。2009年6月に、オバマ大統領の署名により、連邦保健・福祉省（Department of Health and Human Services : HHS）の食品医薬品庁(Food and Drug Administration)内に、新たにたばこ製品センターを設立してたばこに係る規制権限を付与するなど、対策を強化する家族喫煙防止及びたばこ規制法（Family Smoking Prevention and Tobacco Control Act）が成立した。2016年には、電子たばこの18歳未満への販売禁止等を定めた規則が制定され、さらに2019年12月には電子たばこを含むたばこ製品の21歳未満への販売禁止を定めた連邦食品医薬品化粧品法(Federal Food, Drug, and Cosmetic Act)の改正法が成立した。若年者の電子たばこの喫煙率が上昇している状況を受け、同庁はフレーバー付き電子たばこの販売禁止などのさらなる対策を実施してきたが、2021年10月、喫煙者の禁煙やたばこ消費量を減らす可能性があるという理由から、同庁は3つの電子たばこ製品を初めて承認した。

（2）医療施設

患者は通常、まず近所で診療所を開業するプライマリケア医を受診し、その後プライマリケア医の推薦する専門医を受診することとなる。アメリカの専門医は病院に雇用されている勤務医ではなく、病院の近くに自前の事務所を抱える独立事業主となっている場合が多い。病院の多くもオープン病院のシステムを採用しており、専門医は自らの契約する病院の機器、病床を使って治療や手術等を行い、退院後は自らの事務所に患者を通院させるか、その他のリハビリ施設に通わせることとなる。

アメリカ病院協会（American Hospital Association : AHA）の調査によれば、2022年における登録病院数は全米で6,093病院となっており、このうち急性期病院(short term hospital)を含むコミュニティ・ホスピタル(community hospital)が5,139病院、連邦政府病院(Federal Government Hospitals)が207病院、非連邦精神病院(Nonfederal Psychiatric Hospitals)が635病院、非連邦長期病院(Nonfederal long term hospital)などその他病院が112病院となっている。

コミュニティ・ホスピタルを開設主体別に見た場合、2,960病院が民間非営利病院であり、951病院が自治体立病院、1,228病院が民間営利病院となっている。また、登録病院の病床数は約92万床となっており、コミュニティ・ホスピタルの病床数は約79万床となっている。

（3）医療従事者

医師数は人口1万人当たり29.9人（2019年）、歯科医師数は201,117人（2020年）、登録看護師数(Registered Nurses)は2,986,500人（2020年）となっている。

4 公的扶助制度

日本の生活保護制度のような、連邦政府による包括的な公的扶助制度はない。高齢者、障

害者、児童など対象者の属性に応じて各制度が分立している。また、州政府独自の制度も存在している。

主要な制度は、貧困家庭一時扶助（TANF）、補足的所得保障（SSI）、メディケイド、補足的栄養支援（Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP）、一般扶助（General Assistance : GA）の5つである。

また、広義の所得保障として勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit : EITC）がある。

このうち補足的所得保障と補足的栄養支援は連邦政府直轄事業であり、貧困家庭一時扶助とメディケイドは連邦政府が定める比較的緩やかな基準の下で州政府が運営し、連邦政府は費用の一定割合の補助金を交付する。

（1）貧困家庭一時扶助（TANF）

州政府が児童や妊婦のいる貧困家庭に対して現金給付を行う場合に、連邦政府が州政府へ定額補助を行うものであり、「個人責任及び就労機会調整法(Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)」などによる1996年の福祉改革の一環として創設された制度で、「福祉から就労へ」の促進を目指している。財政的には、連邦政府から交付される補助金の使途の大部分を、州の裁量により定めることができることとなった。給付の内容については州が独自に定めることができる。延べ5年間扶助を受給した世帯は受給資格を失うことになる。受給者数は、2022年6月時点において約195万人、約82万世帯となっている。

（2）補足的所得保障（SSI）

連邦政府による低所得者に対する現金給付制度であり、65歳以上の高齢者又は障害者のうち、資産及び所得に関する受給資格要件を満たす者が対象となる。新規無資産受給者に対する連邦の所得保障の給付上限月額は、914ドル（2023年）である。なお、他からの収入がある場合や、OASDIなど他から給付所得がある場合には、補足的所得保障の給付額は減額される。また、多くの州において連邦所得保障に州独自の上乗せ支給を行っている。2022年11月現在のSSIの受給者は約757万人であり、合計約49億ドル、平均月額620,90ドルが給付されている。

（3）補足的栄養支援（SNAP）

連邦政府が低所得者世帯に対し食料購入に使用できる一種のクレジットカードを支給し、カードの持ち主がそのカードで買い物をすると、代金が本人の補足的栄養支援口座から引き落とされる制度で、農務省（USDA）が所管・運営している。政府からの給付金は、補足的栄養支援口座に毎月振り込まれることとなる。給付金の額は世帯構成員や所得の大きさによって異なり、4人世帯の場合、最高で835ドル（他の所得無しとみなされた場合、2022

年10月～2023年9月)となっている。上述のSSIなどの公的扶助と併給も可能となっている。2022年12月時点では、約2,160万世帯、約4,119万人が利用し、年間計約1,144億ドル(1人当たり月平均231.58ドル)が給付された。

(4) 一般扶助(GA)

一部の州・地方政府により実施されている、貧困家庭一時扶助や補足的所得保障などが受けられない者に対する制度である。受給資格や給付の内容は州・地方により異なる。

(5) 勤労所得税額控除(EITC)

連邦政府により実施されている。控除額が所得税額を上回る場合、つまり所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナスの額が算出される場合に、そのマイナス分について税の還付(実際には給付)を行うもので、税制を通じた広義の所得保障制度である。制度対象者は、勤労所得があり、かつ所得が一定額未満の者である。控除額は所得額や子の数により異なり、子が2人いる場合、最大で年6,164ドル(2022年)である。また、州や地方によっては州所得税・地方所得税に対しても、連邦政府と同様、勤労所得税額控除を設定している。

5 社会福祉施策

(1) 高齢者福祉施策

日本のような公的な介護保障制度は存在しないため、医療の範疇に入る一部の介護サービス(Skilled Nursing Homes等)がメディケアでカバーされるに過ぎず、介護費用を負担するために資産を使い尽くして自己負担ができなくなった場合に初めて、メディケイドがカバーすることになる。また、食事の宅配、入浴介助等医療の範疇に入らない介護サービスについては、米国高齢者法(Older Americans Act)によって、一定のサービスに対する連邦政府等の補助が定められているが、この予算規模はきわめて小さいものとなっている。また、高齢者介護サービスは、民間部門(特に営利企業)の果たしている役割が大きいのが特徴である。

高齢者介護サービスについては、施設サービスに偏りがちになっていること、個々のサービスが有機的に統合されていないこと、予防に係る取組等が課題として指摘されており、連邦保健・福祉省は、高齢者や障害者が利用可能なサービスを一覧できるワンストップ・ショッピングの機能を持つセンターの創設や、根拠に基づく予防施策、ナーシングホームへの入居を未然に防ぐための施策等を推進している。

(2) 障害者福祉施策

障害年金の給付や補足的所得保障による現金給付、メディケア及びメディケイドによる医療保障を中心である。また、障害保健福祉施策を総合的に提供する組織は存在しない。な

お、1999年12月には、それまで就労による所得上昇等によってメディケイド等の医療保険の対象でなくなってしまっていた障害者に対し、州の判断で医療保障を適用することを可能とし、障害者の雇用促進を図ることとされた。

オバマ大統領が、2009年をコミュニティ生活推進年間とするとしたことを受けて、2009年6月に、連邦保健・福祉省は、障害者がコミュニティで生活を送ることを支援するため、「コミュニティ生活イニシアティブ(Community Living Initiative)」を推進していくことを発表した。同イニシアティブの下、関係者との意見交換、州との協力体制の強化、手頃な住居の提供拡大等が行われている。

(3) 児童健全育成施策

児童を養育する低所得家庭を対象とする貧困家庭一時扶助のほか、里親、養子縁組及び児童の自立支援の提供、児童虐待対策、保育施策、発達障害児童対策などが行われている。また、児童扶養強制プログラムにより、親の搜索、確定及び児童扶養経費の支払命令を実施し、また、養育を行っていない親からの養育費徴収を行っている。なお、子を養育する全家庭を対象とした児童手当制度は実施されていない。

全国統一的な保育制度は整備されておらず、州政府が施設整備、職員配置基準などを定めている。連邦政府は連邦保健・福祉省内に保育の専門部局（保育部：Office of Child Care）を設置し、州・地域などで低所得の家族が良質の保育サービスを享受できるよう、財政的支援を行っている（2020年度で連邦は基金に約87億ドル¹⁴を支出して、州に支援している。州（及びさらに州から財源移譲を受けた郡、市町村）は、この金額を大きな財政的基礎にして、各種サービスを実施する）。

6 近年の動き・課題等

(1) 年金

イ 社会保障年金

近年、ベビーブーマー世代の大量退職等の要因で収支のバランスが崩れており、特に障害年金については、2016年には基金が枯渇し、現行の給付水準を維持できない状況に陥っていた。このため、2015年11月に成立した超党派予算法（Bipartisan Budget Act of 2015）により、2016年から2018年の3年間、社会保障税の税率のうち老齢・遺族年金に充てる分と障害年金に充てる分の配分を変更し、障害年金への歳入を増やすことにより枯渇を防いだ。ただし、これも一時的な問題の先送りに過ぎず、既述のとおり、2022年時点の推計では、老齢・遺族・障害年金全体でみると2035年に枯渇するとされている。2021年1月に就任したバイデン大統領は、経済的弱者に対する社会保障年金の増額と高

¹⁴ これに加えて、新型コロナウイルス感染拡大を受けて2020年3月27日に成立したコロナウイルス支援・救済・経済保障法(Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security (CARES) Act)により35億ドルが追加支出されている。

所得者に対する社会保障税の税率引き上げ、低・中間所得者層の労働者に対する確定拠出年金へのアクセス向上等を掲げている¹⁵が、これまで目立った動きは見られなかった。今後どのような議論が展開されるかは現時点では不明であるが、2021年11月の中間選挙で共和党が下院過半数を奪取し、議会が上下院でねじれた状態となった中で、調整はこれまで以上に難航することが予想される。

□ 企業年金

(イ) DB プラン

特に複数事業主プラン（Multiemployer Plan）の救済が課題となっている。当該プランは、複数の事業主が共働で単一の年金プランを提供するものであり、一事業主が単独で実施するプランに比べて、管理コストや事務負担等が軽減されるため、中小事業主にとって導入しやすい年金プランである。同一産業内の事業者によって構成されることが多いことから、労働者にとっても同一産業内で転職する場合に影響を受けないというメリットがある。当該プランのマネジメントについては、通常の企業年金が受ける規制の適用が除外され、参加する複数の事業主とその労働組合の団体交渉によって規定される点に特徴がある。

近年、数理の見込みの甘さや対象労働者の減少、投資損失等により、2020年の米労働省の年次報告では、約1,400のプランのうち約120のプランが危機的又は衰退的状況にあり、今後20年内に破綻する可能性があるとされていた。プランが破綻した場合に一定限度まで給付の保証を行う年金給付保証公社（PBGC）の資金も2026年には枯渇するとされ、警鐘が鳴らされていた。

こうした課題に対して、長年、超党派で打開策が探られてきたものの、給付金の削減、保険料の引上げ、プランのガバナンスの改善を主張する共和党と、税金投入による労働者や退職者への犠牲の軽減等を主張する民主党との間で成案が得られることはなかった。

しかし、2021年1月に下院上院ともに優位に立った民主党政権は、財政調整制度¹⁶を活用し、同年3月、資金難に窮する複数事業主プランへの支援（860億ドル）を含む総額1.9兆ドルの「American Rescue Plan」を成立させた。当該支援により、各プランは2051年まで必要な給付を行うことができるようになるとされているが、複数事業主プランに内在する課題に正面から取り組んだものではなく、単なる問題の先延ばしでしかないと指摘もあり、引き続き予断を許さない状況が続くものと予想される。

(ロ) DC プラン

¹⁵ <https://joebiden.com/older-americans/>

¹⁶ 歳出、歳入、債務に関する法案について特例的に毎会計年度1回に限り利用することができ、同制度を活用すれば上院において60票の賛成が得られないと阻止できないフィリバスターを回避し、過半数の賛成で可決できる。

近年、米国の確定拠出型プランの1つである401(k)プランでは、自動加入制度にターゲットディティファンド¹⁷やリエンロールメント制度を組み合わせることで、被用者の加入を促進し、老後の所得保障の確保を図っている。

自動加入制度は、労働者が加入を明確に拒否しない限りは自動的に確定拠出型プランへ加入するという制度であり、確定拠出型プランへの加入率は、導入しない場合に比べ、飛躍的に上昇する。しかし、これにより、従業員の加入率が上昇するものの、加入後のプラン選択や拠出額などは、従業員次第となってしまうため、従業員の間で退職後の資金に差が出てしまうという問題がある。このため、自動加入制度と併せてターゲットディティファンドを運用方法として提供している企業も多い。

こうした取り組みによって老後の所得保障の向上を図っているものの、小規模事業主を中心に普及が十分でないといった課題¹⁸があり、2019年12月に成立したSECURE法（Setting Every Community Up for Retirement Enhancement Act）では小規模事業主が自動加入制度を導入した場合の税額控除枠の拡大等が盛り込まれた。

これに関連し、州レベル（オレゴン州やカリフォルニア州等）では、事業主が企業年金制度を提供していない場合、州独自のIRA¹⁹に自動登録させる制度を設けているところもある。オバマ政権時代の米国労働省は、このような州の取り組みを後押しする規則を示していたが、公的主体に不当に競争上の優位を与えるものである等とする金融機関等の反対の声も根強くあったため、共和党政権時に、当該規則は撤回された。バイデン大統領は、大統領選時の公約等において、自動加入制度等の退職後所得保障の充実を掲げており、オバマ政権時代の方針を再び志向していくことが予想されるものの、既述のとおり、連邦上下院のねじれた状況下にて、超党派の理解を得て成案をまとめることができるか注目される。

（2）医療保険・医療制度関係

2020年大統領選挙においても、医療制度改革のあり方は引き続き重要な争点となつた²⁰。現職の共和党トランプ大統領は、「自由市場型のヘルスケアによる選択と競争の促進」（2020年大統領経済報告）²¹において、①オバマケアは廃止し、医療保険の選択肢を拡大、②反競争法の強化、後発医薬品の承認の促進、価格及び品質の透明化、ワ

¹⁷ ターゲットディティファンドとは、退職日を資産形成の目標とし、従業員が若い頃は株式などのリスク資産の比率を高めにするなど、適切な時期に、適度なリスク、分散投資を行い、一定程度の資産形成を自動的に行うことができるもの。

¹⁸ オバマ大統領は、2014年の一般教書演説において、企業年金に加入することのできない従業員を対象とし、雇用者の意向に関わらず、制度に加入することができる「個人退職口座（myRA: my Retirement Accounts）」の創設を発表し、2015年11月から実施した。低・中間所得者層の従業員が、手軽に安心して退職後の資産形成を始めるためのものであったが、費用対効果が低く、加入者数も低調であった。他方、運営コストは高額であったため、トランプ政権移行後の2017年7月に廃止された。

¹⁹ Individual Retirement Accounts の略で、個人退職勘定とも呼ばれる退職後資金積立制度。

²⁰ <https://www.npr.org/2020/10/16/921237845/trumps-and-biden-s-plans-for-health-care>

²¹ https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page23_003048.html

クチン製造の促進、医療提供者の裁量の強化等を進める考えを公表している。すなわち、法律による保険加入促進の義務付けや増税に頼らず、医療保険者や医療提供者間での競争原理の促進を徹底することで、雇用への悪化を避けながら、国民の負担を抑えつつ質の高い医療サービスを提供できると訴えた。これを裏打ちするように、選挙戦の最中、2020年7月と9月に薬価の引き下げを狙った大統領令を発出していた。

一方、オバマ政権で副大統領を務めていた民主党のバイデン候補は²²、現行の従来のオバマケアを維持・拡充する「バイデン計画」を公約として打ち出した。バイデン計画は、現行のオバマケアでもカバーされていない層への適用拡大とともに、すでに民間保険でカバーされている層に対する様々な支援策も含まれていた。主な項目は以下のとおりである。① 現在民間保険に加入している層も無保険の層も加入することができる新たなメディケアのような公的保険の新設。これにより、中小企業の救済にもつながる。②税額控除の拡充による、事実上の保険料の引き下げと自己負担額の軽減。これにより、貧困層から中産階級にも及ぶ財政的な支援が拡充される。③医療制度改革法(ACA)に定められたメディケイドの対象者拡充を拒否している14州が存在することで発生している推定490万人に対応するための公的オプションを提供。④医療提供者による、患者が事前に知らされていない医療費の請求「サプライズ請求」を禁止する措置を導入。⑤医療制度全体に独占禁止法を活用した競争原理の導入による価格の低下。⑥メディケアが製薬会社と価格交渉することを禁止する法律を廃止。⑦消費者が他国から薬を購入できるようにする。

なお、選挙戦当初、民主党内では、自己負担を無料で、国民全員が加入する単一保険者を創設する「Medicare for All²³」も提案されたが、現時点で民主党の総意となってい るわけではなく、選挙公約である「バイデン計画」では、現行の民間保険の仕組みをなくしてしまうことになる「Medicare for All」のような抜本的な改革案ではなく、現行の仕組みを生かす現実的な公的保険の仕組みを新設する提案となっている。

大統領選挙が終了した11月10日、共和党が優勢の18州が提訴している医療制度改革法(ACA)の違憲性をめぐる連邦訴訟の審理が連邦最高裁で開かれた。この訴訟は、2017年12月に成立した税制改革法の附則において、医療制度改革法(ACA)の一部であった、個人が医療保険に加入しない場合に課される連邦税の罰則が廃止されたことにより、同法の全体が違憲になったとして、2018年2月にテキサス州が主導して提訴した連邦訴訟である。2審で同法の一部が違法であると判決され、2020年1月に連邦最高裁に上告されたが、2021年6月に訴えは棄却されている。

また、2022年8月には、インフレ削減法(Inflation Reduction Act of 2022)が成立し、これまでにない薬価削減策が導入された。メディケア・パートB及びDにおいて支出の大きい一部の医薬品について保健福祉長官が価格交渉を行うことや、インフレ率を

²² <https://joebiden.com/healthcare/#>

²³ <https://www.sanders.senate.gov/download/medicare-for-all-2019-summary?id=FA52728F-B57E-4E0D-96C2-F0C5D346A6E1&download=1&inline=file>

超える価格引き上げにリベートを求める事と、メディケア・パート D の患者自己負担の年間上限を 2,000 ドルにすることなどが順次施行されることとなっている。

（3）新型コロナウイルス感染症の主な対策

米国における新型コロナウイルス感染症の累計感染者数は、2023 年 1 月現在で約 1.02 億人、累計死者数は約 110 万人となっており、ともに世界最大である。

感染状況については、2022 年初頭には、BA.1 系統を中心とするオミクロン変異による感染が急拡大していたが、3 月以降は大幅な感染者の急増に直面することはなくなった。5 月から 8 月にかけては、BA.4 及び BA.5 系統のオミクロン変異が 1 日当たり約 10 万人程度の感染拡大をもたらしたが、秋以降には、全米の陽性者数の報告が 1 日当たり数万人前後に落ち着いて推移している²⁴。2023 年 1 月現在で感染の主流となっている変異は、BQ.1、XBB 系統である。

このような状況の下、バイデン政権は、2022 年 3 月に「米国コロナ準備計画」を発表し、ワクチン接種による予防・治療薬による治療に重点を置いた平時（ニューノーマル）への移行に舵を切った。同時期に、各地方都市も、マスク義務やワクチン証明提示義務を次々に解除した。2022 年 8 月には、CDC が新たな予防ガイダンスを発表し、濃厚接触者の隔離や 6 フィート（約 1.8 メートル）のソーシャルディスタンスの推奨を撤廃した。このような流れの中で、2022 年 6 月には、米国入国前の検査義務も解除されるに至った²⁵。さらに、2023 年 1 月には、コロナ国家緊急事態宣言及び公衆衛生上の緊急事態宣言を 5 月 11 日に解除することが発表された。

また、ワクチンについては、2022 年 6 月に、今後のワクチン接種の在り方について、FDA や CDC で議論が行われ、オミクロン対応型の更新されたワクチン（ファイザー／モデルナ）をブースターとして接種する方針が決定し、9 月からその接種が開始された。一方で、米国民のオミクロン対応型ブースター接種状況は、人口比で 15.3 パーセントと低迷している。2023 年 1 月現在では、ワクチン接種スケジュールの複雑さを簡素化するため、1 年に 1 回、更新型ワクチンをインフルエンザワクチンと同時期に接種する方針を、FDA が検討している。

（資料出所）

- 連邦保健・福祉省 <https://www.hhs.gov/>
- 連邦保健・福祉省メディケア・メディケイド・サービスセンター <https://www.cms.gov/>
- 社会保障庁 <https://www.ssa.gov/>

²⁴ ただし、米国は 2022 年に入ってから、在宅での検査キットが大幅に普及しており、陽性の場合であっても当局への報告義務が課されていないことから、感染者数が適切に把握できていないとの指摘もあることに留意が必要である。

²⁵ 2022 年 12 月、中国における感染拡大を受けて、2023 年 1 月 3 日以降に中国から入国する者に対して、入国前の検査義務が復活した。